

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和6年6月10日（月） 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 5名

1 番	佐 藤 周 君	2 番	井 戸 清 司 君
3 番	河 島 紀美恵 君	4 番	宮 崎 雅 薫 君
5 番	長 沢 正 君		

○欠席委員 1名

6 番 杉 本 一 彦 君

○出席議員 4名

議 長	中 島 弘 道 君	議 員	杉 本 憲 也 君
議 員	竹 本 力 哉 君	〃	篠 原 峰 子 君

○オブザーバー 6名

議 員	犬 飼 このり 君	議 員	重 岡 秀 子 君
〃	田久保 眞 紀 君	〃	浅 田 良 弘 君
〃	四 宮 和 彦 君	〃	青 木 敬 博 君

○出席議会事務局職員 5名

局 長	富 岡 勝	局長補佐	里 見 和 彦
係 長	福 王 雅 士	主 査	野 田 昌 伸
主 事	高 橋 綾		

○会議に付した事件

- 1 常任委員会の同時開催の解消について
- 2 市議会6月定例会の運営について
 - (1) 全国市議会議長会表彰状の伝達について
 - (2) 議席の変更について
 - (3) 特別委員会中間報告について
 - (4) 議案の付託、即決について
 - (5) 請願、陳情の取扱いについて
 - (6) 一般質問について
 - (7) 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
 - (8) 会期及び日程について

(9) その他

3 意見書について

4 その他

○会議の経過概要

○委員長（宮崎雅薫君）開会する。

○委員長（宮崎雅薫君）6番 杉本一彦委員から欠席の届出があったので報告する。代わりにオブザーバーとして青木敬博君が出席している。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第1、常任委員会の同時開催の解消についてを議題とする。
事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）常任委員会の同時開催の解消についてを説明する。資料の1ページをご参照願う。5月16日開催の議会改革特別委員会における協議の結果、委員長から議長に対し、常任委員会の同時開催の解消に係る協議の結果について、報告書が提出された。その概要は、議案審査の充実を図る取組として、議員が全ての常任委員会へ参加する機会を確保するため、常任委員会の同日開催の解消を図るものとし、また、このことに伴い、全議員が各常任委員会の審査内容を把握できる状況となることから、最終本会議にて登壇して行っている各常任委員長の報告については、簡略化した上で行うこととするものである。なお、簡略化の程度については、議会改革特別委員会において審査結果のみとするとのことで、各委員の了承が得られている。以上である。

○委員長（宮崎雅薫君）それでは、常任委員会の同時開催の解消について、質疑、意見を伺う。
発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。
常任委員会の同時開催の解消については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。
以上で、日程第1、常任委員会の同時開催の解消についてを終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第2、市議会6月定例会の運営についてを議題とする。

本議題については、まず、(1) 全国市議会議長会表彰状の伝達についてから(7) 静岡県後期

高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてまでを協議、決定し、それを踏まえ、(8) 会期及び日程についてを協議、決定していきたいと思う。

それでは、(1)から(7)まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）順次、説明をさせていただく。(1) 全国市議会議長会表彰状の伝達についてである。去る5月22日、東京都にて開催された全国市議会議長会定期総会において、15年以上の勤続議員として四宮和彦議員が表彰された。先例に倣い、6月定例会初日に、議場において、議事に入る前に表彰状の伝達をお願いする。

次に、(2) 議席の変更についてである。資料の2ページをご参照願う。3月19日に颯代表の浅田議員から会派解散の届出が提出され、会派に所属していない議員が4人となり、議席を変更する必要が生じたことから、開会初日、日程第2において、会議規則第4条第3項の規定に基づき議席の変更をお願いする。具体的には、現在空席となっている前列一番右側の席を議席番号の1番とし、2番から5番までの議席番号を1番ずつ繰り下げ、それぞれ3番から6番までの議席番号として2番を田久保議員の議席としたいと考えている。したがって、座席の移動は犬飼議員及び田久保議員の2人となり、その他の議員においては、着座する席はそのまま、議席番号のみが変更となる。

次に、(3) 特別委員会中間報告についてである。前定例会以降に開催された、議会改革特別委員会の中間報告を初日の本会議においてお願いする。

次に、(4) 議案の付託、即決についてである。資料の3ページから5ページまでをご参照願う。当局の提出予定議案は、専決処分報告4件、予算繰越2件及び弾力条項適用1件の報告3件、条例4件、単行議案1件、補正予算1件の計13件である。

最初に、専決処分報告についてから申し上げる。市認第1号から市認第4号までの4件は、いずれも特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったとして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったことから、同法第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものである。

まず、市認第1号 伊東市税賦課徴収条例の一部を改正する条例専決処分の報告承認については、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、原則として令和6年4月1日に施行されたことに伴い、4月1日の施行に対応しなければならない条項等の改正について3月31日に専決処分を行ったもので、主な改正内容は、個人市民税に関して、特別税額控除に係る規定の新設と、その対象となる所得割の額についての読替規定が追加されたことをはじめ、固定資産税に関して、一定のバイオマス発電設備に係る課税標準や居心地がよく歩きたくなるまちなか創出のための施設の改修等に関する固定資産税に係る課税標準のわがまち特例の割合を定める規定の整備や申告書の提出がない場合における認定長期優良住宅に係る

特例の適用に関する規定の整備、固定資産税の特例期間の延長などのほか、地方税法の改正に伴い条項や用語の整理を行ったものである。

次に、市認第２号 伊東市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例専決処分の報告承認については、地方税法等の一部を改正する法律が令和６年３月３０日に公布され、原則として令和６年４月１日に施行されたことに伴い、４月１日の施行に対応しなければならない条項等の改正について３月３１日に専決処分を行ったもので、主な改正内容は、固定資産税等の課税標準の特例を定めた地方税法の改正により、地方税法附則第１５条における項の削除や新設が行われたことなどから引用条項等の整理などを行ったものである。

次に、市認第３号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分の報告承認については、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、令和６年４月１日の施行に対応しなければならない条項の改正について３月３１日に専決処分を行ったもので、改正内容は、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、対象となる世帯の軽減判定所得の引上げの改正を行ったものである。

最後に、市認第４号 令和６年度伊東市一般会計補正予算（第１号）専決処分の報告承認については、川勝平太静岡県知事が令和６年４月１０日に辞職届を提出したことに伴い、令和６年５月２６日に実施されることとなった県知事選挙の執行経費に係る補正予算について、令和６年４月１０日付で専決処分を行ったため報告承認を求めるもので、補正予算の規模は３，７１３万円の追加で、補正後の予算規模を２９５億５，７１３万円としたもので、補正予算の内容は、県知事選挙執行に係る人件費と事務経費の追加で県委託金１０分の１０を受け入れて実施するものである。

以上４件の専決処分の報告承認については、即決でお願いします。

続いて、報告３件について申し上げます。まず、市報第１号 令和５年度伊東市一般会計予算繰越明許費繰越し報告については、令和５年１２月定例会及び令和６年３月定例会において議決された繰越明許費のうち２０事業、１０億２，１７４万６，０００円を令和５年度から令和６年度に繰り越したことの報告である。なお、議決された２１事業のうち、マリンタウン建設事業については、年度内に事業が完了したことから繰越しは行わず、漁港整備事業は一部前金払いを価格高騰重点支援給付金給付事業、商工業振興補助事業及び一般市道整備事業については、事業の進捗に伴い一部支出が発生したことなどから、それぞれ繰越額が減少となったものである。

次に、市報第２号 令和５年度伊東市競輪事業特別会計予算について弾力条項の適用に関する報告は、令和５年度の競輪事業特別会計において、車券売上げが好調に推移し、第１２回市営競輪において勝者投票払戻金に予算不足が生じたため、地方自治法第２１８条第４項及び伊

東市特別会計条例第2条の規定に基づき、3月29日に弾力条項を適用したことを報告するもので適用額は11億9,580万8,000円である。

次に、市報第3号 令和5年度伊東市下水道事業会計予算繰越し報告については、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しについて報告するもので、繰越額については、1億1,066万円、繰越事業については、川奈処理分区5-70下水道工事をはじめとした4件の工事である。繰越しの理由については、下水道管理設スペース確保のための道路管理者との協議に時間を要したことや建設資材の高騰による入札不調の結果、設計の見直しが生じたことなどにより年度内の工事完了が困難となったことから繰り越したものである。

これら3件の報告案件については、質疑のみとなる。

続いて、条例4件について申し上げる。まず、市議第1号 伊東市税賦課徴収条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う改正であるが、6月定例会では、施行期日の関係で専決処分によることを要しない条項について改正をするものである。主な改正内容と施行期日は、市民税に関して、1点目は、公益信託の見直しに係る所得税法の改正に伴う関係規定の整備で、公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の1月1日からの施行となる。2点目は、個人市民税の減免について、減免要件に該当することが明らかである場合には職権で減免することを可能とする規定の整備で、公布の日からの施行となる。3点目は、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例の新設で、公布の日からの施行となる。その他引用条項の整理で、公布の日から施行となる。また、固定資産税に関して、1点目は、私立学校法の改正に伴う引用条項の整理で、令和7年4月1日から施行となる。2点目は、固定資産税及び特別土地保有税の減免について、減免要件に該当することが明らかである場合には職権で減免することを可能とする規定の整備で、公布の日から施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第2号 伊東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う改正である。小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における、満3歳以上満4歳に満たない児童及び満4歳以上の児童に係る保育士の配置基準を強化するための規定の整備で、公布の日からの施行となる。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次に、市議第3号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等が公布され、指定居宅

介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、伊東市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例のほか、関係条例について、省令の改正内容に基づき所要の改正を行うもので公布の日からの施行となるが、一部経過措置がある。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次に、市議第４号 伊東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴う改正で、非常勤消防団員等の公務災害等に係る補償基礎額を改めるとともに、用語の整理を行うもので、公布の日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

続いて、単行議案 1 件について申し上げる。市議第 5 号 普通消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）購入契約の締結については、導入から 19 年が経過した伊東市消防団第 8 分団の普通消防ポンプ自動車を更新するに当たり、その購入契約の締結について議会の議決を求めるものである。

次に、補正予算 1 件について申し上げます。市議第 6 号 令和 6 年度伊東市一般会計補正予算（第 2 号）は、補正予算の規模は、11 億 9,939 万 9,000 円の追加で、補正後の予算規模を 307 億 5,652 万 9,000 円とするものである。主な補正内容は、歳出においては、現下の物価高騰の状況に鑑み実施される 1 人当たり所得税 3 万円、住民税 1 万円の定額減税において、その恩恵が十分に受けることができないと見込まれる所得水準の者に対して交付する定額減税補足給付金の給付事業に係る経費と、令和 6 年度に新たに住民税非課税又は住民税均等割のみ課税世帯となった者に対し、令和 5 年度同様 1 世帯当たり 10 万円を支給するための価格高騰重点支援給付金給付事業に係る経費を計上するほか、長引く物価高騰の影響を受けている市民生活や地域経済を支援するため、市内事業所で使用できるプレミアム率 50% の商品券事業を実施する物価高騰対策事業に係る経費を追加するものである。歳入においては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加するとともに、不足する財源を補うため財政調整基金繰入金を追加するものである。本会議における質疑については、区分することなく全般について行い、各所管常任委員会へ分割付託をお願いする。

次に、(5) 請願、陳情の取扱いについて申し上げる。さきの３月定例会以降、これまでに受理した請願、陳情は３件である。１件目は、４月３０日に郵送受理した、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇氏ほか６名から提出の「日本政府が速やかに『核兵器禁止条約』に署名・批准することを求める意見書の提出を求める陳情」で、５月１日に参考配付させていただいた。資料６ページ及び７ページをご参照願う。２件目は、６月３日付、議長発出の「請願の受理について」によりお知らせしたが、５月３１日に受理した、杉本憲也議員を紹介議員として、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇氏から提出の「オンブズマン制度の導入を求

める請願」である。常任総務委員会への付託をお願いする。資料８ページから１０ページまでをご参照願う。３件目は、６月４日に受理した、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇氏から提出の「えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、『再審法の速やかな改正を求める意見書採択のお願い』」である。本陳情は、意見書提出を求める陳情であるので、この後議題となる、３意見書についてでのご協議をお願いする。なお、本日以後に提出された請願、陳情の取扱いに関しては、議長において、議会運営委員長及び所管常任委員長と協議の上、決定いただくことになることを申し添える。

次に、(6) 一般質問についてである。申合せにより、質問時間は１人５０分以内とし、定例会初日から実施をお願いする。一般質問の順序について申し上げる。会派の構成は、４人の中会派が２つ、３人の小会派が２つ、２人会派が１つとなったので、これまでの例により、４人の中会派から順次、中、中、小、中、小、中、２人会派の順とし、以下これを繰り返し、最後に会派に所属していない議員となる。４人会派及び３人会派における、それぞれの順序については、これまでのローテーションに基づき、４人会派は正風クラブ、自由民主 伊東の順、３人会派は公明党、伊東未来の順でお願いする。

したがって、１番目正風クラブ、２番目自由民主 伊東、３番目公明党、４番目正風クラブの二人目、５番目伊東未来、６番目自由民主 伊東の二人目、７番目政和会の順序となり、これを繰り返し、最後に会派に所属していない議員となる。なお、会派に所属していない議員の順序については、通告順となる。通告期限は、申合せにより、６月１１日（火）の正午までとなる。極力早めの通告をするよう、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、(7) 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてである。静岡県後期高齢者医療広域連合議会については、議員２０人のうち、市議会議員から６人を選出することとされているが、このうち３人に欠員を生じ、その補充のため候補者を募ったところ候補者が４人となり、選挙すべき人数を超えたため各市議会において選挙を行う必要が生じたことから、今定例会において選挙を行うものである。議員各位へは、議長発出の５月２８日付事務連絡により通知しているが、定例会初日の一般質問に入る前に投票による選挙をお願いする。候補者については、富士市議会小池智明議長、沼津市議会高橋達也議長、藤枝市議会山根一議長の３名が県議長会からの推薦であり、立候補は浜松市議会酒井豊実議員である。なお、候補者氏名表については、あらかじめ議席に配付するので、ご承知おき願う。

以上で、(1) 全国市議会議長会表彰状の伝達についてから、(7) 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてまでの説明を終わる。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 全国市議会議長会表彰状の伝達について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

全国市議会議長会表彰状の伝達については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 議席の変更について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

議席の変更については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 特別委員会中間報告について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

特別委員会中間報告については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 議案の付託、即決について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

議案の付託、即決については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(5) 請願、陳情の取扱いについて質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

請願、陳情の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(6) 一般質問について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

それでは、恐れ入るが、各会派における一般質問の実施者数を順次お知らせ願う。

○1番（佐藤 周君）2人である。

○2番（井戸清司君）2人である。

○5番（長沢 正君）2人である。

○オブザーバー（青木敬博君）2人である。

○委員長（宮崎雅薫君）なお、あらかじめ議長において、内々、政和会及び会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、政和会はお二方が、会派に所属していない議員は四名の方が実施されるとのことであるので、ただいま伺った各会派の実施人数と合わせ、発言者の人数については、14人ということで調整し、決定させていただく。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）ただいまの各会派等からの実施者数を踏まえると、第1日目については、1番目正風クラブ1人目、2番目自由民主 伊東1人目、3番目公明党1人目、4番目正風クラブ2人目、5番目伊東未来1人目となる。第2日目については、1番目自由民主 伊東2人目、2番目政和会1人目、3番目公明党2人目、4番目伊東未来2人目、5番目政和会2人目となる。第3日目については、1番目から4番目まで会派に所属していない議員となる。

○委員長（宮崎雅薫君）一般質問については、1人50分以内、関連質問なしで実施する。また、質問の順序についても、説明のとおり願います。以上のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。なお、通告期限については、申合せに基づき、6月11日（火）の正午までとしているのでご留意願う。また、通告期限にかかわらず、早目に提出いただくようご協力をお願いする。

次に、(7) 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について質疑、意見を伺う。発言を許す。

○オブザーバー（重岡秀子君）今回の選挙に浜松市議会から立候補している議員より、紹介のチラシを配付してもらいたいとの依頼があったので、事務局の許可をいただきたい。

○委員長（宮崎雅薫君）特に事務局の許可が必要になるものではないので、個人的にそれぞれの議員に配付したり、お願いするなりしていただきたい。今まで、議長や事務局がそういったことを許可するなどしたことはない。

○オブザーバー（重岡秀子君）分かった。

○委員長（宮崎雅薫君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(8) 会期及び日程について及び(9) その他について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）(8) 会期及び日程について及び(9) その他について説明する。

まず、(8) 会期及び日程についてである。資料 11 ページ及び 12 ページをご参照願う。会期は、6 月 14 日（金）から 7 月 1 日（月）までの 18 日間の提案である。日を追って申し上げる。14 日（金）に開会し、全国市議会議長会表彰状の伝達、会期の決定、議席の変更、議会改革特別委員会中間報告、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の後、一般質問に入る。15 日（土）及び 16 日（日）は休会、17 日（月）は一般質問の 2 日目、18 日（火）は 3 日目として実施し、19 日（水）は議案審議とし、専決処分報告 4 件及び単行議案 1 件は即決で、予算の繰越報告等 3 件は質疑まで、条例 4 件及び補正予算 1 件は所管常任委員会への付託をお願いする。20 日（木）は常任福祉文教委員会を、21 日（金）は常任観光建設委員会をそれぞれ第 2 委員会室にて午前 10 時から開催し、22 日（土）及び 23 日（日）は休会、24 日（月）は常任総務委員会を第 2 委員会室にて午前 10 時からお願いする。25 日（火）から 27 日（木）までは本会議なし、28 日（金）は議会運営委員会、29 日（土）及び 30 日（日）は休会、7 月 1 日（月）を最終本会議とし、委員会付託案件の審査報告及び決定などをお願いする。

次に、(9) その他であるが、1 点、服装の軽装化についてである。議員各位へ 4 月 30 日付の議長発出の事務連絡により、省エネ・省 CO2 の一環として、例年のとおり 10 月 31 日（木）までの間、本会議を含め、議会における諸会議に際し、服装の軽装化をお願いした。趣旨をご理解いただき、軽装の取組にご協力をお願いする。以上である。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(8) 会期及び日程について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

会期及び日程について、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(9) その他の、服装の軽装化については、説明のとおりご承知お願う。

このほか、6月定例会の運営について、委員から何かあったら、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

以上で、日程第2、市議会6月定例会の運営についてを終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第3、意見書についてを議題とする。今定例会に提起された意見書案は、意見書提出を求める陳情及び会派に所属していない議員お二方から提起の2件である。

まず、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇氏から、持参により提出された1件の意見書の提出を求める陳情について、その意見書案を職員をして朗読させる。資料は8ページから10ページまでとなる。

〔事務局職員 意見書案朗読〕

○委員長（宮崎雅薫君）次に、会派に所属していない議員お二方から提起された、1件の意見書案について、提起議員から説明をお願いします。資料は13ページになる。

○オブザーバー（犬飼このり君）既にご存じだと思うが、地方自治法改正法案に関して衆議院のほうは通過をしており、今後、参議院での審議が始まる場所である。これを提出したのは、この法案の賛否ではなく、法案の審議がすごくスピード審議となっていて拙速であるということ、そして地方自治体や私たち、地方議員の権限が弱まってしまうのではないかと懸念がある。また、国と地方は対等ということは承知の上だと思うが、今回のこの法案では、明確なものが一切書かれていない。既に個別法で対応できるにもかかわらず、明確化されていない明文化されていないものに対して、全て国が指示権を持つということになっている。これについてちょっと疑問を呈して、もっと慎重な審議をしていただきたいという意見書である。さらに、災害に関して、被災地の自治体の声としては国からの指示を待つのではなく、権限が欲しいという声が多く出ていると聞いている。そのため、今後起こりうる大規模災害に備えて、地方自治体としてもしっかりと国に対して意見が言えるような、権限を求められるような法案として整備をしていただきたいということでの意見書である。皆さんとも事前に協議をしたかったが、静岡県知事選挙があり協議ができなかったのも、資料を読んで判断していただきたいと思う。

○オブザーバー（重岡秀子君）上から2行目に国民の保護のために特に必要な場合という記載があるが、非常に曖昧な規定で、どういう場合に機能するのかということが不明確であり、ちょっと不安だということで私も共同で提案させていただいた。

○委員長（宮崎雅薫君）提起された意見書案の取扱いについては、最終本会議前の本委員会において、協議、決定することとなるが、今後の協議、調整に資するため、各会派及び会派に所属

していない議員から、順次、2件一括してご意見を伺う。

- 1番（佐藤 周君）まだ会派で協議している。
- 2番（井戸清司君）会派で詳細に打合せをしていない。
- 5番（長沢 正君）我が会派も同様である。
- オブザーバー（青木敬博君）我が会派も同様である。
- オブザーバー（四宮和彦君）2件とも賛成である。
- オブザーバー（犬飼このり君）2件とも賛成である。
- オブザーバー（田久保真紀君）持ち帰って検討する。
- オブザーバー（重岡秀子君）2件とも賛成である。
- オブザーバー（浅田良弘君）2件とも賛成である。
- 委員長（宮崎雅薫君）ただいま伺ったところ、提起された2件の意見書案について、各会派及び会派に所属していない議員全員から賛同を得るまでには至っていない。したがって、調整が必要な意見書案について、議員提起の意見書案については提起議員において、意見書提出を求める陳情の意見書案については、私、委員長において、それぞれ調整を行い、最終本会議前の本委員会において、その取扱いについて、協議、決定することとする。

以上で、日程第3、意見書についてを終了する。

-
- 委員長（宮崎雅薫君）日程第4、その他を議題とする。

その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

- オブザーバー（犬飼このり君）議場への水の持ち込みについてであるが、現在はペットボトルで持ち込むことは認められているが、中が見えれば水筒でも問題ないか。
- 事務局長（富岡 勝君）議場での水差しを廃止するに当たり、登壇される議員については、自身でペットボトルを持ち込めばいいと言った議論があり、決定されたものである。しかし、私の記憶の範囲ではあるが、どのように持ち込むかについて、詳細な議論がなくペットボトルと決まったと認識しているため、ペットボトル以外で持ち込むことについては、この場で協議して確認ができればよろしいかと考えている。
- 委員長（宮崎雅薫君）当時の記憶なので曖昧なものになってしまうが、透明な入れ物でラベルを剥がし、中身が見える状態にして、水であれば持ち込むことができると決まった。
- オブザーバー（犬飼このり君）中身が見える透明な入れ物で、水であればいいということで承知した。
- オブザーバー（青木敬博君）コップを使うかどうかについては自由となっているか。

○事務局長（富岡 勝君）コップは必ず使うこととなっており、持参していただくこととなっている。

○2番（井戸清司君）意見であるが、3つの常任委員会が別日開催となったため、議場での議案審議における質疑は大綱にとどめていただきたい。詳細な質疑は委員会で行うため、今まで以上に意識してもらいたい。

○委員長（宮崎雅薫君）ほかに質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

以上で、日程第4、その他についてを終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）以上で、日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和6年6月10日（月）午前10時52分（会議時間52分）

以上の記録を認める。

令和6年6月10日

委員長 宮 崎 雅 薫